

社会福祉法人汰功樹会
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人汰功樹会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

(各会の出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により手当を支払うことができる。

(理事の手当)

第4条 理事が各会に出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により手当を支払うことができる。

2 理事長が各会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合には、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の手当)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により手当を支払うことができる。

(評議員の手当)

第6条 評議員が評議員会に出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により手当を支払うことができる。

(第三者委員の手当)

第7条 第三者委員が苦情解決に向けての調整、助言などの業務にあたった場合は、別表1により手当を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規程を準用し、旅費を支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を

支払い、出張後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年10月1日より適用する。

別表1

報酬及び実費弁償費	
理事	5,000円
監事(監査)	5,000円
監事(その他)	5,000円
第三者委員	3,000円
評議員	5,000円
評議員選任・解任委員	3,000円